



全日本港湾労働組合・教宣部
Tel03-3733-8821 Fax03-3733-8825

2019年5月9日

E-Mail zenkowan@zenkowan.org

中央港湾団交、議事録確認で再スタート 小団交開催で課題点を整理、後日団交再開へ 日曜日毎の就労拒否行動は当面延期の措置



第8回目の中央港湾団交が5月9日に開催された。ゴールデンウィーク期間中、一時休戦となっていた中央港湾団交が再開され、業側からどんな回答が出されるかが注目となっていた。

団交冒頭、業側より、産別制度賃金の問題と事前協議制度違反の問題については時間を要することから、小人数での小団交を開催して解決策を模索することとし、中央港湾団交については長期休会として、見通しのついた段階で改めて第9回目の中央港湾団交を再開する形にさせてほしいとの提案があった。そして、小団交開催期間中は日曜日毎の就労拒否・荷役阻止行動については延期してほしいとの求めがあった。また、19春闘諸要求の内、アライアンスに係る港湾事業の業域と港湾労働者の職域について、65歳定年制度について、港湾年金の支給要件について、労災企業補償制度についての回答が示された。特に港湾年金の支給要件については、65歳の誕生日までを支給要件の対象とするとの回答があった。そして、以上の点について議事録確認する形ではどうかと（案）文が示された。

この回答に対し、全国港湾の糸谷委員長は「ようやくスタートラインに立てた」ことは評価するとしたが、まだまだ回答としては不十分であるとし、産別制度賃金、事前協議制度違反の問題は大変重要な問題であり、この問題についての見通しがつかない限りは妥結はあり得ないとし、休憩をとって組合側の意見集約を図った。

その結果、現段階で産別制度賃金の問題と事前協議制度違反の問題の解決を図ることは非常に困難との判断から、小団交での交渉に応じることとし、その間は日曜日毎の就労拒否・荷役阻止行動（5月12日、日曜日以降）について延期をするとした。業側の示した議事録確認（案）についても了承するとした。ただし、議事録確認（案）は、あくまで今後交渉を重ねていくスタートのものでありゴールではない、事前協議違反問題でも沖縄で再び違反が起きれば、その時は行動に入ることもあり得るものである等々の諸注意を合わせて確認し合意とした。

最後に、第1回目的小団交を5月14日に開催することを確認した。

また、19港湾春闘要求とは別件で以下の3点についての確認をおこなった。

① 中古自動車放射線検査について

業側より、福島原発事故以降、労働者の安全対策として、輸出中古自動車の全量放射線検査を実施してきたが、中古自動車の業界団体代理人より検査廃止の要請があったことが報告され、早急に労使で協議するとした。組合側からは、労働者の健康・安全のためにおこなっていることであり検査の継続を強く主張した。

② スト破り対応について

4月14日、15日のストライキの際、神戸港P C 18においてスト破りがあつたことから、組合側より何らかの行動を取る旨を伝えた。

③ 遠隔操作R T Gの導入に対する補助事業の公募の対応について

国交省が、港湾機能高度化施設整備事業として遠隔操作R T Gの導入に対する補助事業の公募をおこなった。補助の対象港として、苫小牧港、仙台湾港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、閨門港、博多港があげられている。しかし、遠隔操作R T Gの導入については基本的に反対であることを表明してきた経緯を踏まえ、この公募の対応について地区先行でおこなうことは認められない、中央で仕切りの場を設け議論していくとした。

添付：19春闘第8回中央港湾団交 議事録確認

以上